

## 所沢市空き家等の適正管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 管理不全な状態 建物その他の工作物又はその敷地が、老朽化若しくは台風等の自然災害による倒壊等のおそれがある状態、建築材等の飛散による危険な状態その他生活環境の保全上支障が生じるおそれがある状態又は不特定者の侵入による火災若しくは犯罪が誘発されるおそれのある状態をいう。
- (3) 所有者等 市内に所在する建物その他の工作物又はその敷地を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

### (空き家等の適正管理)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。

### (情報提供)

第4条 市民は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

### (実態調査)

第5条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は空き家等の適正な管理が行われていないと認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができる。

### (助言、指導及び勧告)

第6条 市長は、前条の実態調査により、空き家等が管理不全な状態になるおそれがあると認めるとき、又は管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、前項の助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にあるときは、当該所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第7条 市長は、空き家等の所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じないとき、又は空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第8条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(応急措置)

第9条 市長は、空き家等の適正な管理が行われていないことにより人の生命、身体又は財産に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その予防のため、必要最小限度の応急の措置を講ずることができる。

(警察その他の関係機関との連携)

第10条 市長は、緊急を要する場合は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

(空家等対策の推進に関する特別措置法との関係)

第11条 第5条から第7条までの規定は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等については、適用しない。

2 第8条の規定は、法第14条第3項の規定による命令に従わなかった者について適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第1項	前条	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項
	所有者等	命令を受けた者
第8条第1項第2号	空き家等	特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。）
第8条第2項	所有者等	者又はその代理人

（その他）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。